

熊本県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰要項

1 目的

熊本県教育委員会表彰規程に基づき、本県におけるスポーツ振興のために貢献し、その功績が極めて顕著なスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

2 審査及び決定

熊本県教育委員会は、市町村教育委員会又は特定地方公共団体（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体）及びスポーツ関係団体等から推薦された者の中から、別に定める選考委員会に諮り被表彰者を決定する。

3 候補者及び候補団体

- (1) 生涯スポーツ功労者
- (2) 生涯スポーツ優良団体

4 審査及び推薦基準

審査及び推薦基準は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 生涯スポーツ功労者

ア 本県在住者で次の項目の全てに該当する者

(ア) 引き続いて10年以上、スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に功績のあった者でおおむね40歳以上であること。ただし、単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員で本務としてスポーツの指導に当たっている者などは除く。

(イ) 現在もスポーツを熱心に指導していること。

イ その他、この表彰の趣旨に該当すると思われる者

(2) 生涯スポーツ優良団体

本県内のスポーツ関係団体で、次の項目の全てに該当する団体

ア スポーツクラブ

(ア) 地域又は職域のスポーツクラブであること。

(イ) クラブの会員は、自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。

(ウ) クラブの活動と運営が定期的、計画的及び組織的に行われていること。
(クラブの活動回数は週1回、年50回程度とする。)

(エ) クラブの活動が、その地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの模範となるものであること。

(オ) 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

イ スポーツクラブ以外の団体

- (ア) 地域又は職域の団体であること。
- (イ) 組織的にスポーツ活動を行っていること。
- (ウ) 当該団体内においてスポーツを広く普及していること。
- (エ) 当該団体の行うスポーツ活動が、その地域の住民又は従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- (オ) 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

5 推薦の方法

市町村教育委員会又は特定地方公共団体及びスポーツ関係団体等は、選考委員会の審議を経て候補者又は候補団体を推薦するものとする。

6 関係書類の提出

市町村教育委員会又は特定地方公共団体及びスポーツ関係団体等は、推薦しようとする候補者又は候補団体について、別紙様式により推薦書、経過報告書、推薦調書、参考資料を作成し、熊本県教育委員会に提出すること。

7 表彰

表彰は、別途定める日に熊本県教育委員会が行う。

附則

この要項は、平成31年（2019年）3月7日から施行する。